

宮城大学大学院学則

平成29年4月1日
平成28年宮城大学規則第6号

目 次

- 第1節 目的等（第1条・第2条）
- 第2節 教育の目的（第3条－第5条）
- 第3節 学年、学期及び休業日（第6条－第8条）
- 第4節 入学、標準修業年限及び在学年限（第9条－第18条）
- 第5節 学籍及び学籍の異動（第19条－第24条）
- 第6節 賞罰（第25条・第26条）
- 第7節 教育課程（第27条－第36条）
- 第8節 課程の修了、学位（第37条・第38条）
- 第9節 研究生、科目等履修生及び特別聴講生（第39条－第42条）
- 第10節 授業料等（第43条）
- 第11節 その他（第44条・第45条）

第1節 目的等

（趣旨）

第1条 この規則は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）第4条に規定する事項及び本学大学院に所属する学生（以下「学生」という。）の修学上必要な事項について定める。

（目的）

第2条 本学大学院は、地域社会及び国内外の大学・研究機関等との自由かつ緊密な交流及び連携のもとに看護、事業構想及び食産業に関する高度な学術理論及び応用について研究し、その深奥をきわめて、学術文化の振興に資するとともに、地域の産業及び社会の発展に寄与することを目的とする。

第2節 教育の目的

（大学院）

第3条 本学大学院に、看護学研究科、事業構想学研究科及び食産業学研究科を置く。

2 前項の研究科に置く課程、専攻及び学生の定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員
看護学研究科	看護学専攻	博士課程前期課程 （修士課程）	10人	20人
		博士課程後期課程	3人	9人
事業構想学研究科	事業構想学専攻	博士課程前期課程 （修士課程）	20人	40人
		博士課程後期課程	3人	9人
食産業学研究科	食産業学専攻	博士課程前期課程	13人	26人

		(修士課程) 博士課程後期課程	3人	9人
--	--	--------------------	----	----

- 3 博士課程は、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

（研究科の教育研究上の目的）

第4条 本学大学院研究科の教育研究上の目的は次のとおりとする。

一 看護学研究科

生命の尊厳を基盤とする豊かな人間性を備え、学際的及び国際的な視点で地域現場の課題に対応できる知識・技術及び研究能力を持ち、高度な実践を行う看護職及び高度に専門的かつ自律的な研究能力を持つ教育研究者を養成するとともに、保健医療において必要とされる高度かつ専門的な看護について、研究と社会活動を行うこと。

二 事業構想学研究科

豊かな人間性に基づき、事業構想に関する高度に専門的な知識・技術をもち、学際的、国際的視点で研究または実践を主体的に遂行できる研究者、高度職業人を養成するとともに、事業構想において必要とされる高度かつ専門的な知識・技術・政策課題について、研究と社会活動を行うこと。

三 食産業学研究科

豊かな人間性に基づき、食産業に関する広い視野と高度な専門知識・技術をもち、学際的、国際的視点で研究または実践を主体的に遂行できる研究者、高度職業人を養成するとともに、食産業において必要とされる高度かつ専門的な知識・技術について、研究と社会活動を行うこと。

（職員組織）

第5条 本学大学院に、教員、事務職員その他必要な職員を置く。

- 2 前項に規定するもののほか、必要に応じ、副学長を置くことができる。
- 3 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

第3節 学年、学期及び休業日

（学年）

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学期）

第7条 学年を前期と後期に分け、前期は4月1日から9月30日まで、後期は10月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、授業の開始日は、別に定める。

（休業日）

第8条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 三 開学記念日5月1日
- 四 夏季休業日、冬季休業日及び春季休業日

- 2 前項の夏季休業日、冬季休業日及び春季休業日については、別に定める。
- 3 前2項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認めるときは、臨時に休業日を設け、又は休業日で

あっても授業を行うことができる。

第4節 入学、標準修業年限及び在学年限

(博士前期課程の入学資格)

第9条 本学大学院博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第83条に規定する大学（以下この条において単に「大学」という。）を卒業した者
- 二 法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- 三 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- 五 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 六 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- 七 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 八 施行規則第155条第1項第6号の規定により文部科学大臣が指定した者
- 九 法第102条第2項の規定により他の大学の大学院に入学した者であって、本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- 十 大学に3年以上在学した者、外国において学校教育における15年の課程を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者、又は我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、それぞれ本学大学院において、所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- 十一 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

(博士後期課程の入学資格)

第10条 本学大学院博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 修士の学位又は専門職学位を有する者
- 二 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職

学位に相当する学位を授与された者

四 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

五 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

六 外国の学校、外国の大学院の課程を有する教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

七 施行規則第156条第6号の規定により文部科学大臣が指定した者

八 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同程度の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(入学の出願)

第11条 本学大学院への入学を志願する者は、入学願書に、所定の書類及び入学者選抜手数料を添えて、学長に提出しなければならない。

(選考及び合格者の決定)

第12条 学長は、前条の規定により本学大学院への入学を志願する者に対し、選考を行い、合格者を決定する。

2 合格者の決定に関し必要な事項は、別に定める。

(入学の許可及び手続)

第13条 学長は、前条の規定により合格者と決定した者に対し入学を許可する。

2 前条の規定により入学の許可を受けた者は、誓約書、保証書その他の書類を学長に提出するとともに、別に定める入学金を納付しなければならない。

3 学長は、前項の入学手続を完了しない者については、入学の許可を取り消すものとする。

4 前2条及び前3項に規定するもののほか、入学に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第14条 学長は、外国人で本学大学院に入学を志願する者があるときは、選考を行い、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 前項に規定するもののほか、外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

(入学の時期)

第15条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学長が入学の時期を学年の始めとすることができない特別の事由があると認めた者は、後期の始めとすることができる。

(標準修業年限及び在学年限)

第16条 博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

2 博士前期課程の在学年限は4年、博士後期課程の在学年限は5年とする。

3 前項の規定にかかわらず、再入学した者の在学年限は、博士前期課程にあつては4年、博士後期課程にあつては5年を超えない範囲内で、別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第17条 学長は、学生が職業を有している等の事情により、前条に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項の規定により長期にわたる履修を認められた学生の在学年限は、前条の規定にかかわらず、別に定める。

(再入学)

第18条 学長は、本学大学院を退学した者又は第24条第1号から第3号までの規定により本学大学院を除籍された者で再入学を志願するものがあるときは、原則として欠員のある場合に限り、選考を行い、相当と認める年次に入学を許可することができる。

2 再入学の出願は、退学又は除籍の効力が発生した日から3年以内とする。

第5節 学籍及び学籍の異動

(学籍)

第19条 学生の学籍は、学長が入学又は再入学を許可した研究科の課程に置くものとする。

(休学)

第20条 疾病その他特別の理由により引き続き2か月以上修学することができない者は、その理由及び期間を明らかにして学長に申請し、学長の許可を受けて休学することができる。

2 学長は、疾病のため修学することが適当でないと認められる者に対し、休学を命ずることができる。

3 第1項及び前項の休学の期間は1か月単位とし、引き続き1年を超えることはできない。ただし、特別の理由がある場合は、学長の許可を受けて2年まで延長することができる。

4 休学の期間は、通算して4年を超えることができない。

5 休学の期間は、修業した期間（以下「修業期間」という。）及び在学した期間（以下「在学期間」という。）に算入しない。

(復学)

第21条 休学の期間が満了したとき、又は休学期間中であってもその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

2 疾病により前項の申請を行う場合には、医師の作成する診断書を添付しなければならない。

(留学)

第22条 外国の大学、短期大学等又は大学院に留学することを志願する者は、学長の許可を受けて留学することができる。

(退学)

第23条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第24条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者について、除籍する。

- 一 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 二 在学年限を超えた者

- 三 休学の期間を超えてなお復学しない者
- 四 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

第6節 賞罰

(表彰)

第25条 学長は、学生として表彰に値する行為があった者に対し、表彰する。

(懲戒)

第26条 学長は、次の各号のいずれかに該当する行為をした者を、懲戒に処する。

- 一 法令及び大学院学則等の本学の規則規程に違反する行為
 - 二 試験等において不正を行う行為
 - 三 他の学生等に対して人権侵害となるハラスメント行為
 - 四 本学の秩序を乱し、又は本学の名誉や信用を傷つける行為
 - 五 その他学生として不適切な行為
- 2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とし、前項各号に規定する行為が重大である場合には退学とする。
- 3 停学の期間は、2週間又は1か月以上1年以内の一定月数とする。
- 4 停学の期間は、修業期間に算入しない。ただし、停学の期間が通算して2か月未満のときは、修業期間に算入する。
- 5 停学の期間は、在学期間に算入する。
- 6 第3項の規定にかかわらず、期間を短縮することが適切であると判断した場合には、学長はその期間を短縮することができる。

第7節 教育課程

(教育課程の編成、実施及び改善)

- 第27条 本学大学院は、第2条及び第4条に掲げる目的を達成するために、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成する。
- 2 前項の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とするものとする。
- 3 本学大学院は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。
- 4 前3項に定めるもののほか、教育課程の編成、実施及び改善に関して必要な事項は、別に定める。

(授業及び研究指導)

- 第28条 本学大学院における教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に関する指導（以下「研究指導」という。）により行うものとする。
- 2 本学大学院の学生は、履修する授業科目の選択及び学位論文の作成等に当たっては、当該学生を担当する教員の指導を受けなければならない。

(授業及び研究指導の方法)

- 第29条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。
- 2 前項の授業は、文部科学大臣の定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業

を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

- 3 第1項の授業の一部は、文部科学大臣の定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。
- 4 本学大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育を行うことができる。

(他の大学院等における研究指導)

- 第30条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院、研究所等との協議に基づき、学生が当該大学院、研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。
- 2 前項の規定により学生が受けた研究指導は、課程の修了に必要な研究指導とみなすことができる。

(授業科目)

- 第31条 本学大学院の授業科目及びその単位数は、それぞれ別表のとおりとする。
- 2 授業科目の履修の方法その他必要な事項は、別に定める。

(単位の計算方法)

- 第32条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。
- 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲内で定める時間の授業をもって1単位とする。
 - 二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲内で定める時間の授業をもって1単位とする。
 - 三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組合せに応じ、前2号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、学位論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めるものとする。

(成績の評価・単位の認定)

- 第33条 学生の期末の成績は、当該科目の担当教員が学生にあらかじめ明示するシラバスで示された授業の到達目標に対する学生の学修到達度によって評価するものとする。
- 2 前項の学生の学修到達度は、試験その他の本学が定める適切な方法によって評価するものとする。
 - 3 前項の学修到達度の評価は、秀、優、良、可又は不可の5段階で表し、秀、優、良及び可を当該科目履修の合格とし、当該科目の単位を認定する。
 - 4 試験の受験資格及び成績の評価について必要な事項は、別に定める。

(他の研究科の授業科目の履修)

- 第34条 学生は、博士前期課程において、学長の承認を得て、15単位を超えない範囲で、本学大学院の他の研究科の授業科目を履修し、単位を修得することができる。

(他の大学院における授業科目の履修)

第35条 学長は、教育上有益と認めるときは、博士前期課程において、他の大学院（外国の大学院を含む。）との協議又は協定等に基づき、学生が当該大学院において履修した授業科目について修得した単位を、前条の規定により修得した単位数と合わせて15単位を超えない範囲で、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

（入学前の既修得単位の認定）

第36条 学長は、教育上有益と認めるときは、博士前期課程において、学生が本学大学院に入学する前に大学院（本学大学院の他の研究科及び外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を、15単位を超えない範囲で、本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、第34条の規定により修得した単位数及び前条の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。
- 3 学長は、学生が前項の規定により修得したものとみなした単位を別に定めるところにより、第37条第1項に規定する修了必要単位数に含めることができる。

第8節 課程の修了、学位

（博士前期課程の修了）

第37条 博士前期課程の修了は、当該博士前期課程に2年以上在学して、別表に定める授業科目を履修の上、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者のうち、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格したのに対し、学長が認定する。ただし、在学期間に関しては、別に定めるところにより、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 第36条第1項の規定により当該博士前期課程に入学する前に修得した単位（法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該博士前期課程において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により当該博士前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、別に定めるところにより、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で当該博士前期課程が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、当該博士前期課程に少なくとも1年以上在学するものとする。
- 3 学長は、博士前期課程修了の認定を受けた者に対し、修士の学位及び修了証書を授与する。

（博士後期課程の修了）

第38条 博士後期課程の修了は、当該博士後期課程に3年以上在学して、別表に定める授業科目を履修の上、16単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者のうち、博士論文の審査及び最終試験に合格したのに対し、学長が認定する。

- 2 前項の規定にかかわらず、在学期間に関しては、別に定めるところにより、優れた業績を上げた者については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める年数以上在学すれば足りるものとする。
 - 一 博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者及び第10条第2号から第7号に該当する者 1年
 - 二 博士前期課程に2年未満在学し、当該課程を修了した者 博士前期課程における在学期間を含め 3年
- 3 学長は、博士後期課程修了の認定を受けた者に対し、博士の学位及び修了証書を授与する。

第9節 研究生、科目等履修生及び特別聴講生

(研究生)

第39条 学長は、本学大学院において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、選考を行い、研究生として入学を許可することができる。

2 研究科の研究生として入学できる者は、大学院の修士課程又は博士課程を修了するかこれと同等以上の学力があり、それぞれの課程での必要な研究能力を持つと認めるものとする。

(科目等履修生)

第40条 学長は、次条に規定するもののほか、本学大学院において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、選考を行い、科目等履修生として入学を許可することができる。

(特別聴講生)

第41条 学長は、他の大学、短期大学又は大学院等の学生で、本学大学院において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学、短期大学又は大学院等との協議又は協定に基づき、特別聴講生として入学を許可することができる。

(研究生等に関する取扱い)

第42条 この節に規定するもののほか、研究生、科目等履修生及び特別聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

第10節 授業料等

(授業料、入学者選拔手数料等)

第43条 この学則に規定するもののほか、授業料、入学者選拔手数料、入学金及び証明手数料その他の費用に関し必要な事項は、別に定める。

第11節 その他

(大学院学則の改廃等)

第44条 大学院学則の改廃は、理事会の議を経て行う。

2 前項の理事会の審議に先立ち、教育研究審議会の議を経るものとする。

(委任)

第45条 この大学院学則の施行に関し必要な事項は、理事会の議を経て学長が定める。

附 則 (H28.2.24 第106回理事会)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、施行日の前日において在籍する者で、施行日以後も引き続いて在籍するもの（施行日以後に当該研究科に再入学したものを含む。）については、この大学院学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (H29.2.22 第119回理事会)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (H29.3.22 第120回理事会)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (H30.2.28 第133回理事会)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、施行日の前日において在籍する者で、施行

日以後も引き続いて在籍するもの（施行日の前日までに退学又は除籍となり、施行日以後に当該研究科に再入学したものを含む。）については、この大学院学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（H31. 2. 27 第 146 回理事会）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日の前日において在籍する者で、施行日以後も引き続いて在籍するもの（施行日の前日までに退学又は除籍となり、施行日以後に当該研究科に再入学したものを含む。）については、改正後の宮城大学大学院学則別表 1 及び別表 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（R2. 2. 26 第 158 回理事会）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日の前日において在籍する者で、施行日以後も引き続いて在籍するもの（施行日の前日までに退学又は除籍となり、施行日以後に当該研究科に再入学したものを含む。）については、この大学院学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（R2. 4. 22 第 160 回理事会）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 22 日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日の前日において在籍する者で、施行日以後も引き続いて在籍するもの（施行日の前日までに退学又は除籍となり、施行日以後に当該研究科に再入学したものを含む。）についても、第 29 条を適用する。

附 則（R2. 11. 25 第 167 回理事会）

- 1 この規程は、令和 2 年 11 月 25 日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日の前日において在籍する者で、施行日以後も引き続いて在籍する者については、この規程に関わらず、なお従前の例による。

附 則（R3. 2. 24 第 171 回理事会）

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日の前日において在籍する者で、施行日以後も引き続いて在籍する者（施行日の前日までに退学又は除籍となり、施行日以後に当該研究科に再入学したものを含む。）については、この規程に関わらず、なお従前の例による。

附 則（R4. 2. 22 第 183 回理事会）

- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 改正後の別表（第 31 条、第 37 条、第 38 条関係）1 看護学研究科看護学専攻博士課程（前期 2 年の課程）は、令和 4 年度看護学研究科博士前期課程入学者から適用する。

- 3 施行日の前日において看護学研究科博士前期課程に在籍する者で、施行日以後も引き続いて在籍するもの（施行日の前日までに退学又は除籍となり、施行日以後に当該研究科に再入学したものを含む。）については、改正後別表にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（R5. 2. 22 第 196 回理事会）

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 改正後の別表（第31条、第37条、第38条関係） 3 事業構想学研究科事業構想学専攻博士課程（前期2年の課程）及び4 事業構想学研究科事業構想学専攻博士課程（後期3年の課程）の規定は、令和5年度入学者から適用し、令和4年度以前の入学者（この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに退学又は除籍となり、施行日以後に当該研究科に再入学したものを含む。）については、なお従前の例による。

附 則（R6.2.28 第208回理事会）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表（第31条、第37条、第38条関係） 2 看護学研究科看護学専攻博士課程（後期3年の課程）及び3 事業構想学研究科事業構想学専攻博士課程（前期2年の課程）の規定は、令和6年度入学者から適用し、令和5年度以前の入学者（この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに退学又は除籍となり、施行日以後に当該研究科に再入学したものを含む。）については、なお従前の例による。

附 則（R7.2.26 第220回理事会）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表（第31条、第37条、第38条関係） 1 看護学研究科看護学専攻博士課程（前期2年の課程）、3 事業構想学研究科事業構想学専攻博士課程（前期2年の課程）及び5 食産業学研究科食産業学専攻博士課程（前期2年の課程）の規定は、令和7年度入学者から適用し、令和6年度以前の入学者（この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに退学又は除籍となり、施行日以後に当該研究科に再入学したものを含む。）については、なお従前の例による。

別表(第31条、第37条、第38条関係)

1 看護学研究科看護学専攻博士課程(前期2年の課程) 1/2

授業科目の名称	単位数			備考
	必修	選択	自由	
基礎看護学特論Ⅰ		2		
基礎看護学特論Ⅱ		2		
基礎看護学演習Ⅰ		2		
基礎看護学演習Ⅱ		2		
看護管理学特論Ⅰ		2		
看護管理学特論Ⅱ		2		
看護管理学演習Ⅰ		2		
看護管理学演習Ⅱ		2		
成人健康看護学特論		2		
成人健康看護学援助論		2		
成人健康看護学演習Ⅰ		2		
成人健康看護学演習Ⅱ		2		
がん病態生理学		2		
がん看護学特論Ⅰ		2		
がん看護学特論Ⅱ		2		
がん看護学援助論Ⅰ		2		
がん看護学援助論Ⅱ		2		
がん看護学演習Ⅰ		2		
がん看護学演習Ⅱ		2		
がん看護学実習Ⅰ		4		
がん看護学実習Ⅱ		3		
がん看護学実習Ⅲ		3		
がん看護学課題研究		4		
精神健康看護学特論		2		
精神健康看護学援助論		2		
精神健康看護学演習Ⅰ		2		
精神健康看護学演習Ⅱ		2		
老年健康看護学特論Ⅰ		2		
老年健康看護学特論Ⅱ		2		
老年医療学		2		
老年健康看護学援助論Ⅰ		2		
老年健康看護学援助論Ⅱ		2		
老年健康看護学演習Ⅰ		2		
老年健康看護学演習Ⅱ		2		
老年健康看護学実習Ⅰ		4		
老年健康看護学実習Ⅱ		3		
老年健康看護学実習Ⅲ		3		
老年健康看護学課題研究		4		
母性健康看護学特論		2		
母性健康看護学援助論		2		
母性健康看護学演習Ⅰ		2		
母性健康看護学演習Ⅱ		2		
小児健康看護学特論		2		
小児健康看護学援助論		2		
小児健康看護学演習Ⅰ		2		
小児健康看護学演習Ⅱ		2		

別表(第31条、第37条、第38条関係)

1 看護学研究科看護学専攻博士課程(前期2年の課程) 2/2

授業科目の名称	単位数			備考
	必修	選択	自由	
地域健康看護学特論Ⅰ		2		
地域健康看護学特論Ⅱ		2		
地域健康看護学演習Ⅰ		2		
地域健康看護学演習Ⅱ		2		
在宅健康看護学特論Ⅰ		2		
在宅健康看護学特論Ⅱ		2		
在宅健康看護援助論Ⅰ		2		
在宅健康看護援助論Ⅱ		2		
在宅医療学		2		
在宅健康看護学演習Ⅰ		2		
在宅健康看護学演習Ⅱ		2		
在宅健康看護学実習Ⅰ		2		
在宅健康看護学実習Ⅱ		3		
在宅健康看護学実習Ⅲ		3		
在宅健康看護学実習Ⅳ		2		
在宅健康看護学課題研究		4		
看護学特別研究		8		
看護研究特論		2		
看護研究方法特論		2		
コンサルテーション論		2		
看護倫理		2		
看護政策論		2		
看護理論		2		
看護教育学		2		
フィジカルアセスメント		2		
病態生理学		2		
臨床薬理学		2		
災害看護学		2		
保健情報学		2		
保健行動科学特論		2		
人間関係情報処理論		2		
医療経済学		2		
疫学統計		2		
統計学特論		2		
社会福祉学特論		2		

2 看護学研究科看護学専攻博士課程(後期3年の課程)

授業科目の名称	単位数			備考
	必修	選択	自由	
生涯健康支援看護学概論	1			
研究方法特論		2		
ケア実装特論		2		
看護管理特論		1		
看護教育特論		1		
生涯健康支援看護学特論	2			
生涯健康支援看護学演習	2			
生涯健康支援看護学特別研究	6			

別表(第31条、第37条、第38条関係)

3 事業構想学研究科事業構想学専攻博士課程(前期2年の課程) 1/2

授業科目の名称	単位数			備考
	必修	選択	自由	
マネジメント		2		
会計学		2		
ファイナンス		2		
ストラテジー		2		
マーケティング		2		
経済システム		2		
医療福祉システム		2		
ITマネジメント		2		
サービスサイエンス		2		
税法I		2		
税法II		2		
オペレーションズリサーチ		2		
データビジネス		2		
グローバルビジネス		1		
ビジネスデザイン特別講義		1		
地域創生政策		2		
地域開発政策		2		
地域経済分析		2		
地域情報分析		2		
ソーシャルキャピタル		2		
地域環境システム		2		
地域と食農		2		
地域経済デザイン		2		
防災マネジメント		2		
ソーシャルデザイン特別講義		1		
文化環境デザイン		2		
スペキュラティブデザイン		2		
デザインマネジメント		2		
地域計画		2		
素材・造形デザイン		2		
空間活用事業		2		
建築プログラミング		2		
プレイスメイキング		2		
空間デザイン特別講義		1		
知能メディアデザイン		2		
感性情報アナリシス		2		
感性メディアデザイン		2		
空間メディアシステム		2		
インタラクションデザイン		2		
情報システムデザイン		2		
教育メディアデザイン		2		
情報デザイン特別講義		1		
英語特論		2		
プロジェクト研究		4		
CP 特別演習		2		
CP プロジェクト研究		2		
事業構想基礎講座	1			
事業構想学特別講義		1		

別表(第31条、第37条、第38条関係)

3 事業構想学研究科事業構想学専攻博士課程(前期2年の課程) 2/2

授業科目の名称	単位数			備考
	必修	選択	自由	
プロジェクトデザイン演習Ⅰ	4			
プロジェクトデザイン演習Ⅱ	4			
プロジェクトデザイン演習Ⅲ	4			
プロジェクトデザイン演習Ⅳ	4			
空間デザイン特別演習 AⅠ		2		
空間デザイン特別演習 AⅡ		2		
空間デザイン特別演習 BⅠ		2		
空間デザイン特別演習 BⅡ		2		

4 事業構想学研究科事業構想学専攻博士課程(後期3年の課程)

授業科目の名称	単位数			備考
	必修	選択	自由	
事業構想学特別演習Ⅰa (ビジネスデザイン系)		2		
事業構想学特別演習Ⅰb (ビジネスデザイン系)		2		
事業構想学特別演習Ⅱa (ソーシャルデザイン系)		2		
事業構想学特別演習Ⅱb (ソーシャルデザイン系)		2		
事業構想学特別演習Ⅲa (空間デザイン系)		2		
事業構想学特別演習Ⅲb (空間デザイン系)		2		
事業構想学特別演習Ⅳa (情報デザイン系)		2		
事業構想学特別演習Ⅳb (情報デザイン系)		2		
事業構想学特別研究	8			

別表(第31条、第37条、第38条関係)

5 食産業学研究科食産業学専攻博士課程(前期2年の課程)

授業科目の名称	単位数			備考
	必修	選択	自由	
食産業学研究特論	2			
食産業学演習 A		2		
食産業学演習 B		2		
栄養機能科学特論		2		
食産業生物学特論		2		
食感性工学科学特論		2		
フードシステム特論		2		
食産業政策特論		2		
データサイエンス特論		2		
フードサービス特論		2		
食料経済特論		2		
食品マーケティング特論		2		
食品企業経営戦略特論		2		
投資・企業評価特論		2		
食品開発学特論		2		
微生物工学特論		2		
食品素材加工特論		2		
食品安全マネジメント特論		2		
調理科学特論		2		
地域農業戦略特論		2		
アグリサイエンス		2		
アニマルサイエンス		2		
作物・園芸生産特論		2		
植物機能開発特論		2		
動物生理機能特論		2		
資源循環型畜産特論		2		
植物生産環境特論		2		
水圏生物生産科学特論		2		
農地水利環境特論		2		
生産環境情報特論		2		
資源循環システム特論		2		
インターンシップ		2		
プロジェクト研究 A		4		
プロジェクト研究 B		4		
食産業学特別研究 A		4		
食産業学特別研究 B		4		

別表(第31条、第37条、第38条関係)

5 食産業学研究科食産業学専攻博士課程(後期3年の課程)

授業科目の名称	単位数			備考
	必修	選択	自由	
食産業学研究法	2			
食産業オミクス論	2			
サイエンス・コミュニケーション	2			
食産業とグローバル化特論		2		
食材生産特論		2		
食品加工特論		2		
食農環境特論		2		
食産業経済経営特論		2		
食材生産特別演習		1		
食品加工特別演習		1		
食農環境特別演習		1		
食産業経済経営特別演習		1		
食産業学特別研究	6			